

令和 年度 村県民税(家屋敷課税)取消申請書

忍野村長 殿

忍野村内に有する 事務所、事業所および家屋敷 について、賦課期日現在、下記のとおりであったので課税の取り消しを申請します。

■納税義務者(家屋敷等を有する者)

(フリガナ) 氏 名	男 女	生年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日
住 所	〒 (Tel - -)			
申請者 (死亡の場合)	住所	氏名	(続柄)	

■忍野村内に有する家屋敷等

所在地	忍野村	内野 忍草	番地
非課税該当理由	個人	<input type="checkbox"/> 実際の住所地で住民税が非課税である。 <input type="checkbox"/> 賦課期日以前に、取壊・売却されていた。 ※取壊証明、契約書の写しを添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 貸し付け目的で有している。 ※賃貸用の物件であることが分かる書類(チラシなど)を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 他人に貸し出している。 【 氏名 : 年 月 日生 】 ※上記のものが住民登録していない場合は、契約書等を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 家族以外で共同利用している。 【 共同住宅・下宿・共有の別荘・その他() 】	
		事業所	<input type="checkbox"/> 個人所有であり、事務所を伴わない倉庫、車庫、資材置き場である。 <input type="checkbox"/> 仮設設備で一時的に事業を行っていたが、今年中に移転・閉鎖した(する)。 【 閉鎖・移転(予定)日 : 年 月 日 】

- 【注意】 ・この申告書により、課税対象外であることが判明した場合、家屋敷課税は取り消されます。
・この税金は、借りている事務所、事業所および家屋敷にも課税されます。
・非課税理由については、問い合わせおよび実態調査等をさせて頂く事があります。
・添付書類についてはコピーで構いません。その他不明な点があれば、下記までお問合せください。

山梨県南都留郡忍野村忍草1514番地
忍野村役場 税務課
Tel0555-84-7797 (直通)